

告示

埼玉県告示第七百四十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和元年十二月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

旧東栄ビル

埼玉県所沢市東町八十六番二外

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 五三五台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 三七六台

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）駐車場① 午前六時三十分から午後十一時三十分

駐車場② 午前六時三十分から午後十時

（変更後）駐車場① 午前六時三十分から午後十一時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 四か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 三か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

令和二年七月十五日

ニ 届出年月日

令和元年十一月十四日

二 縦覧期間

令和元年十二月六日から令和二年四月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和元年十二月六日から令和二年四月六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課